

令和５年度長崎市文化財審議会の審議の状況

- 1 日 時 令和5年4月20日（木）13：30～15：30
- 2 場 所 長崎市役所5階第2委員会室
- 3 審議事項
 - （1）諮問事項
 - 1）市指定天然記念物の指定解除について
「大音寺のクロガネモチ」
 - （2）報告事項
 - 1）令和４年度の主な事業について
 - 2）令和５年度の主な事業について

5 質疑応答

	会議の成立を報告、文化観光部長のあいさつ、委員の紹介、事務局職員の紹介を行って、審議に入った。
	【諮問事項 1】
会長	それでは本日の会議次第に従って議事を進めたいと思う。まずは諮問事項の1「市指定天然記念物の指定解除について」事務局より説明をお願いします。
事務局	〈資料に基づき説明〉
会長	ただいま事務局から説明があったが、所見を書かれた A 委員から補足等はないか。
A 委員	特に補足はありません。
会長	では、委員の皆様からの意見をお願いします。
B 委員	指定当初の写真をみると、かなりの大木で、枝も繁って樹勢も良いように感じられる。それから 50 年弱くらいでこれ程までに枯れた理由として、急傾斜地にあること、地表面が狭いことがあげられている。この木が生育するまでにはおそらくかなりの年月がかかっていると思うが、わずか 50 年で枯れてしまう原因はあるのか。
会長	A 委員、いかがですか。
A 委員	地表面が大きければ大きいほど生育は良くなるが、十分に大きくなった後、途中から枝先が枯れるようなかたちになっており、それ以上成長することができなくなっていた。
B 委員	ある一定の大きさに達すると、同じような状況になるということか。
A 委員	そうです。例えば、樹木のことだけを考えるのであれば、階段の途中までコンクリートを剥がして入れ替えるなどの方法もあるが、費用的に不可能ということで、やむを得ない考える。
C 委員	二つの写真を見比べると、樹木の上の部分がなくなっている。これは徐々に枯れていったのか。

A 委員	令和2年の段階で枝先が枯れており、すでに限界にきている。
会長	ほかに意見はないか。なければ私から質問したい。資料3ページの下 のところに参考として過去における天然記念物指定解除の状況がある が、一番新しいところでは長崎公園のトックリノキがある。同じように 枯死した原因があるのか。
A 委員	長崎公園のトックリノキの場合は、熱帯の植物なので寒さの影響もあ った。
会長	植物等の保存については今後同じような問題が出てくると思うが、今 日においては植物の指定の要件等を変えるべきなのだろうか。
A 委員	元々国の方では、文化財保護法以前は別個に史蹟名勝天然記念物保存 法というのがあったが、これが一緒になってから、文化財は未来永劫変 わらないという考え方があるので、国は大木の文化財指定は数十年間し ていない。 大木というのは一個体なので、やがて順を追って枯れるということか ら文化財としてふさわしくないと考えられている。指定されているのは 群として維持していけるものである。
会長	ありがとうございます。過去においては群よりも大木が指定されてき たが、種の保存という意味で移築が考えられるが、難しいのか。
A 委員	樹木にもよるが、大木になればなるほど移築は難しくなる。
会長	であれば、やむを得ないことかもしれないが、これを機に、今後は植 物の単体の指定については、要件を見直す必要があるのではないか。
A 委員	現在は、国と同様に県も大木の指定をしていない。市も同様に、永久 的に維持できるものを指定する方が良い。
会長	これまで指定してきているものについても、現在の状態を事務局にチ ェックをしてもらいたい。 他に意見はないか。
C 委員	大音寺のクロガネモチについては、その場所にあるということで、歴 史的な意義があって文化財指定しているものもあるのではないか。
事務局	指定当時の所見によるとおそらく自生のものと思われる。そのうえ

で、境内地にあり、大きな樹木として象徴的なものであった。

指定の理由としては、樹木自体の樹形の美しさが挙げられており、歴史的なところについては触れられていない。

会長

事務局からの説明があったが、委員の皆様、市指定天然記念物の指定解除についてご賛同いただけるか。

〈異議なし〉

それでは、市指定天然記念物「大音寺のクロガネモチ」については、指定解除ということで答申する。

事務局お願いします。

B 委員

一点お尋ねするが、資料３ページの参考部分に、３件の天然記念物が指定解除されている。今後も続く可能性はあるのか。あるのであれば、対策等できないのか。

A 委員

指定されている大木は多数あり、問題となっているものもいくつかある。

会長

市町村合併をした段階で総合的にチェックするようなことはやっていないと思う。今の委員のご指摘のように、もう一度カルテを作り直した方が良いのではないか。

A 委員

会長のおっしゃるとおり、天然記念物は生きたものですので、時間の経過と共に変化していく。定期的に状況を把握していく必要がある。

会長

委員会としては、今すぐということではないが、事務局には時間を見つけて再調査をお願いしたい。

【報告事項 １】

会長

では、続いて、報告事項の１「令和４年度の主な事業について」、事務局より説明をお願いします。

事務局

令和４年度に実施した主な事業につきまして、各事業の担当者よりご報告いたします。なお、令和５年度においても継続して行う事業につきましては、今年度の内容についても併せてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〈資料に基づき説明〉

会長	ただいま事務局から説明があったが、今の事務局の報告に何か質問等はないか。
D 委員	これは意見ですが、文化財の場所を知らないものもあるので、資料の中に場所の情報も入れていただきたい。
会長	事務局に今後対応をお願いします。 ほかにご意見はないか。
E 委員	植物に関して、クスノキの単体の指定が2か所あるが、クスノキは大きく育つので、もし所有者が伐採したいと思うのであれば、将来的には指定解除も考えて良いのではないかと。 そういった意向は確認されていないか。
事務局	昨年樹木医にも簡易的な診断をしていただいているが、今のところ樹勢に問題はない。所有者の意向としても、今のところ伐採は考えていないと確認した。
会長	【報告事項2】 報告事項の2「令和5年度の主な事業について」、事務局より説明をお願いします。
事務局	令和5年度の主な事業につきまして、各事業担当者よりご報告いたします。継続事業につきましては、先ほど併せてご説明させていただきましたので、令和5年度の主な新規事業につきまして、ご説明いたします。 〈資料に基づき説明〉
会長	ただいま事務局から説明があったが、今の事務局の報告に何か質問等はないか。
E 委員	防犯カメラの設置は指定文化財でないと難しいのか。
事務局	指定文化財でない場合、設置に対して市の補助金を出すことはできないため、所有者に設置いただくことになる。
会長	盗難や破壊を防ぐためには、定期的なパトロール等の対応をやっていく必要があるのでは。

ほかにご意見はないか。それでは、これで本日の議事を終了いたします。

では、事務局へお返しします。

事務局

会長をはじめ、委員の皆様、長時間のご審議ありがとうございました。本日ご頂いたご意見等を今後の事業に活かしながら、引き続き、文化財の適切な保存活用を進めて参りたいと存じます。今後とも委員皆様方のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

終了